

○湖周行政事務組合監査委員条例

平成 23 年 10 月 3 日

条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 202 条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定例監査)

第 2 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を、毎年 10 月から翌年 2 月までの間に 1 回行い、その期日を監査期日前 10 日までに、監査を受ける機関に通知しなければならない。

(請求又は要求による監査)

第 3 条 監査委員は、法令の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、受理した日から 7 日以内に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その旨を請求者又は要求者に通知し、延期することができる。

(出納検査)

第 4 条 監査委員は、法第 235 条の 2 第 1 項の規定による現金の出納検査を、前月末日現在のものを毎月 25 日に行うものとする。ただし、休日又は特別の事情があるときは、その期日を変更することができる。

(決算等の審査)

第 5 条 監査委員は、法 233 条第 2 項又は第 241 条第 5 項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により決算、証拠書類その他の書類を審査に付されたときは、審査に付された日から 60 日以内にその意見を付けて組合長に提出しなければならない。

(公表の方法)

第 6 条 監査委員が行う公表については、湖周行政事務組合公告式条例（平成 23 年湖周行政事務組合条例第 1 号）の規定を準用する。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、監査に必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。